# 重要事項説明書(ドマーニ神戸介護居室)

記入年月日	令和6年7月1日
記入者名	岡田 裕
所属・職名	ドマーニ神戸 館長

### 1. 事業者の概要

種類	個人 / 法人	※法人の場合、 その種類	営利法人			
名称	(ふりがな) <b>す</b> る	(ふりがな) すみりんけあらいふかぶしきかいしゃ				
<b>2</b> 日707	ス	ミリンケアライフ株 式 会 社				
	〒651-0073	兵庫県神戸市中央区脇浜海	岸通一丁目5番1号			
主たる事務所の所在地		国際健康開発センター3 🛚	皆			
上にる事物川が川上地	〒657−0855	兵庫県神戸市灘区摩耶海岸	通一丁目3番10号			
	(登記簿上の本店所在地)					
	電話番号	078-261-6665				
連絡先	FAX番号 <b>078-261-6662</b>					
	ホームページアドレス https://www.s-carelife.co.jp					
代表者	氏名	町野 良治				
<b>八</b> 衣有 	職名	代表取締役				
設立年月日	平成 3 年 1 月 31 日					
ナな字に事業	有料老人ホーム事業、介護保険事業					
主な実施事業	詳細は添付1「事	詳細は添付1「事業者が神戸市内で実施する他の介護サービス」のとおりです。				

## 2. 有料老人ホーム事業の概要

名 称	(ふりがな) <b>どまー</b> (	ここうべ
	ドマー	二神戸
所在地	〒655−0006	兵庫県神戸市垂水区本多聞三丁目1番37号
	   最寄駅	JR神戸線 舞子駅
	取可测	神戸市営地下鉄西神・山手線 学園都市駅
主な利用交通		·舞子駅からバス 53 系統「舞子高校前」下車 約 370m
手段	最寄駅からの交通	(徒歩約5分)
	手段と所要時間	・学園都市駅からバス53系統「舞子高校前」下車 約165m
		(徒歩約3分)
	電話番号	078-787-2600
連絡先	FAX番号	078-787-2601
	ホームページアドレス	https://www.s-carelife.co.jp/
<i>γγ</i> : τπ ± <i>γ</i> .	氏名	岡田 裕
管理者	職名	館長
建物の竣工日		平成 7 年 10 月 4 日
有料老人ホーム事業の開始日		平成7年10月16日
同一建物で有料老人ホーム事業を行っていた場合、 当初開始日		同上

### (類型)【表示事項】

	(1) T [N]				
1 介護付	(一般型特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合)				
2 介護付	(外部サービス利用型特	定施設入居者生活介護の指定を受けている場合)			
3 住宅型					
4 健康型					
※1又は	介護保険事業者番号	特定施設入居者生活介護事業所			
2に該		介護予防特定施設入居者生活介護事業所 第 2870800188 号			
当する	指定した自治体名	兵庫県			
場合	事業所の指定日	平成 12 年 4 月 1 日			
		(介護予防特定施設 平成 18 年 4 月 1 日)			
	指定の更新日 (直近)	令和6年4月1日			
		(介護予防特定施設 令和6年4月1日)			

## 3. 建物概要

3. 建物燃	女	
	敷地面積	10,895.14 ㎡(約3,295.8 坪)(公簿・実測)
	1 事業者が自ら全てを所有する土地	
		2 事業者が一部を所有・一部を賃借する土地
		3 事業者が賃借する土地
土 地	武士眼球	※1又は2に該当する場合
	所有関係	抵当権の有無   有 / 無
		※2又は3に該当する場合
		契約期間 有( 年 月 日~ 年 月 日) / 無
		契約の自動更新 有 / 無
		鉄骨(一部)鉄筋コンクリート造地上 7 階地下 1 階建 1 棟
	   規模	鉄筋コンクリート造地上 10 階建 1 棟
		延床面積     全体     21,778.42 m²
		うち、有料老人ホーム部分   21,659.32 m
		1 鉄筋コンクリート造
	   構造	2 鉄骨造
	11170	3 木造
		4 その他 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
建物	71 L L#\/h	1 耐火建築物
, _ , ,	耐火構造	2 準耐火建築物
		3 その他 ( )
		1 事業者が自ら所有する建物
		2 事業者が賃借する建物
		※1に該当する場合
	所有関係	抵当権等の有無   有 / 無
		※2に該当する場合   契約期間   有( 年 月 日~ 年 月 日) / 無
		契約期間   有( 年 月 日~ 年 月 日) / 無   契約の自動更新   有 / 無
		大小小口野史利

		1 全	室個室 2	相部屋は	<b>あり</b>		
	居室区分	※2に請	亥当する場合	•			
	【表示事項】	最小	\	人部	屋 最大		人部屋
居室の		便所	浴室	台所	面積(m²)	室数•戸数	区分※
状況	タイプ 1	有/無	有/無	有/無	19~23	50 室	介護居室(標準)
	タイプ 2	有/無	有/無	有/無	24~27	8室	介護居室
	一時介護室	有/無	有/無	有/無	20	5室	
	共用便所に	おけ	23 か所			可能な便房	18 か所
	る便房		20 /3 //		子等の対応が	可能な便房	5 か所
	   共用浴室		20 か所	個室			0 か所
						がある場合)	6 か所
	   共用浴室	に設		チェアー	谷		4 か所
U PR 14-30.	置された		14 か所	リフト浴	T		0 か所
共用施設	浴槽			ストレッ		\	2 か所
	<b>企</b>			その他(	個浴等	)	8か所
	食堂	- 30年1日 -	スセフ 部田田和	/			有/無
	入居者や家族	· · · · · ·	_				有/無
				椅子対応)		o #	
	エレベーター	$\begin{bmatrix} 2 \\ 3 \end{bmatrix}$			・一対応) ・		
		4		前1 1 · ∠ (⊂	該当しない	') <b>左</b>	
	消火器	1	· '4 C				有 / 無
	自動火災報失	   設備					有/無
	火災通報設備						有/無
消防用設備等	スプリンクラ						有/無
	防火管理者						
	防災計画 有 / 無						
	[一般居室・介語						
	共用廊下、井			、エントラン	ノスホール、	大ホール、ダ	`イニングル
	ーム、ファミリ	ーダイニン	ング、サロン、	応接室、和	室、多目的	室、図書コー	ナー、AVル
	ーム、プレイバ	レーム、ビ	゙リヤード・ダー	ーツルーム、	カルチャー	ルーム、アト	ノエ、ヘアサ
	ロン、マッサー	-ジルーム	ҳ、自販機コー	-ナー、売店	、廊下、階	没、バルコニ-	一、防災設
	備、エレベーク				車椅子置き	<u>場、ゲストル-</u>	<u>−ム</u> 、ランド
その他	リーコーナー、		ーナー、 <u>トラン</u>	<u>/クルーム</u>			
	〔一般居室‡		L W.18 A =#	w <b>点</b> , ,		n+ A =# 📥	E7 <del>=</del> 18
	デイサービス	ルーム、フ	<b>人冶场、</b> 介護	冶主、メーノ	レコーナー、	一時介護至、	<u> </u>
	駐輪場   〔介護居室共用部〕   リビングコーナー、ダイニングコーナー、浴室   ※1 下線部の利用料金等の詳細は管理規程に記載しております。						
	※2 ダイニングルームにおける食費、ヘアサロン、マッサージルームにおける						
	理美容技術料、施術料は有料です。詳細は管理規程に記載しております。						

# 4 サービスの内容 (全体の方針)

( <del></del>   <del></del>	
運営に関する方針	老人福祉法、介護保険法等の関係法令等を遵守し、自らの企業理念のもとで、ホームを適正に運営するための、人員、管理運営事項を定め、ホームのスタッフが入居者に対して安心・安全で自主・自立した生活を営めるよう支援することを目的とします。ホームのスタッフは、入居者の心身の特性を踏まえて、入居者がその有する能力に応じて自主・自立した日常生活を営むことができるように配慮して、入浴・排泄・食事の介護その他生活全般にわたる援助を行います。
サービスの提供内容に関する特色	ご入居の皆様がいつまでもドマーニ神戸でお暮らしいただけるよう、お一人おひとりの個別性を大切にした介護サービス計画を立てます。 ご入居者に寄り添い家庭的な雰囲気を大事にしながら、長く自主自立の生活が継続できるよう「ホームケア理念」並びに当社が重点化した取組みを行っている「認知症ケア」「エンド・オブ・ライフケア」「介護予防」「食事」などのサービスを発展、充実化して参ります。
入浴、排せつ又は食事の介護	1サービスの提供あり(事業者が自ら実施)2サービスの提供あり(委託)3サービスの提供なし
食事の提供	<ul><li>1 サービスの提供あり(事業者が自ら実施)</li><li>2 サービスの提供あり(委託)</li><li>3 サービスの提供なし</li></ul>
洗濯、掃除等の家事の供与	<ol> <li>サービスの提供あり(事業者が自ら実施)</li> <li>サービスの提供あり(委託)</li> <li>サービスの提供なし</li> </ol>
健康管理の供与	1サービスの提供あり(事業者が自ら実施)2サービスの提供あり(委託)3サービスの提供なし
安否確認又は状況把握サービス	1サービスの提供あり(事業者が自ら実施)2サービスの提供あり(委託)3サービスの提供なし
生活相談サービス	<ul><li>1 サービスの提供あり(事業者が自ら実施)</li><li>2 サービスの提供あり(委託)</li><li>3 サービスの提供なし</li></ul>

## (介護サービスの内容)

	入居継続支援加算	(I)	有/無
特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	八石凇が又该加昇	$(\Pi)$	有/無
	生活機能向上連携加算	(I)	有/無
		$(\Pi)$	有/無
	   個別機能訓練加算	(I)	有 / 無
	個別機能訓練加昇 	( II )	有 / 無

		(I)	有 / 無
	ADL維持等加算	(II)	有/無
		(I)	有/無
	夜間看護体制加算	(II)	有/無
		(11)	有/無
	石中性認知進入店有支入加昇	( - )	
	協力医療機関連携加算	(I)	有/無
		(II)	有/無
	口腔・栄養スクリーニング加算		有 / 無
	科学的介護推進体制加算		有 / 無
	退院・退所時連携加算		有 / 無
	退居時情報提供加算		有 / 無
	エ に ゎ 人 - 世 - h - 放	(I)	有 / 無
特定施設入居者生活介護の	看取り介護加算	(II)	有 / 無
加算の対象となるサービス	THE AMERICAN AND ASSESSED ASSE	(I)	有/無
の体制の有無	認知症専門ケア加算	(II)	有/無
	高齢者施設等感染対策向上加算	(I)	有 / 無
		( II )	有 / 無
	新興感染症等施設療養費	有 / 無	
		(I)	有/無
	生産性向上推進体制加算	( 11 )	有/無
		(I)	有/無
	サービス提供体制強化加算	( 11 )	有/無
		(III)	有/無
		(I)	有/無
		(II)	有/無
	介護職員等処遇改善加算	(III)	有/無
		(IV)	有/無
人員配置が手厚い介護サービ	有/無		
	1.5 : 1 以上		
	※有の場合、介護・看護職員の配		

### (医療連携の内容)

(医療連携の内容)			
医療支援 ※複数選択	己可	2入退防3通院介4その他	1 (訪問診療医の確保等)
		名称	ドマ―ニ神戸クリニック(同一建物内)
		住所	兵庫県神戸市垂水区本多聞三丁目1番37号
	1	診療科目	内科、ストレス診
	1	協力内容	初期医療対応、慢性疾患管理、健康相談、健康診査、他医療機関への紹介等
		名称	神鋼記念病院 (ホームからの直線距離 20.0km)
		住所	兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目 4 番 47 号
			内科、血液内科、腫瘍内科、糖尿病代謝内科、呼吸器内
			科、消化器内科、循環器内科、精神科、外科、整形外科、
			形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼
		診療科目	科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、放
	2		射線治療科、麻酔科、呼吸器外科、救急科、リウマチ科、
	4		
			脳神経内科、消化器外科、乳腺外科、病理診断科
			緊急時の対応(夜間・土日祝日は、内科系・外科系の医師
		協力内容	が 24 時間常駐)、ドマーニ神戸クリニック医師の要請に基
協力医療機関			づく代替医師の派遣等
			※協力医療機関だからといって、優先的に治療が受
			けられたり、入院できたりするわけではありません。
		名称	神戸掖済会病院(ホームからの直線距離 1.5km)
		住所	兵庫県神戸市垂水区学が丘一丁目 21 番 1 号
	3	診療科目	内科、腎臓内科、糖尿病内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、脳神経内科、緩和ケア内科、人工透析内科、外科、心臓血管外科、消化器外科、血管外科、乳腺外科、外科(化学療法)、肛もん外科、形成外科、リウマチ科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、病理診断科
		協力内容	診断を受けておられてカルテがあるご入居者の緊急時の対応 対応 ※協力医療機関だからといって、優先的に治療が受けられたり、入院できたりするわけではありません。
		名称	藤原歯科医院
協力歯科医療機関			(ホームからの直線距離 0.6km)
		住所	兵庫県神戸市垂水区学が丘一丁目 14番 1号
		協力内容	心身状態により通院困難な入居者に訪問診療(週 1 回指定日)並びに緊急時の往診、及び年 2 回の無料 歯科検診(介護保険による要介護認定者のみ)をホームにて対応していただけます。(但し、往診については 適時に応じられない場合があります。)

# (介護を行う場所及び入居後に居室を変更する場合)

() 1 10 0 10 7 %		- 冶主と交叉する物目)
介護を行う場所	Я	介護居室において介護を行います。入居者が特定施設入居者 生活介護等利用契約を締結した場合は、介護保険にて提供可 能なサービスを含めたケアプランを作成し、それに基づきホー ムとしてサービスを提供します。 詳細は、ドマーニ神戸介護サービス基準をご参照ください。
入居後に居室を変更する場合 ※複数選択可		1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 3 その他(入居者等のご希望、より適切な介護等を提供する ために必要と判断した場合)
判断基準の内容	\frac{7}{2}	●入居契約書第4条(転室) 事業者は、入居者に対してより適切な介護を提供するために必要と判断した場合には、本契約に基づくサービスの提供の場所を目的施設内の別の居室へ変更する場合があります。但し、入居者もしくは、身元引受人等の希望による転室は、入居者が利用している居室の入居一時金と同額以下の入居一時金である居室に限ることとし、転室可能期間は、契約締結日より起算し原則として3年未満とし、1回限りとします。
手続きの内容		転室にあたっては、一定の観察期間を設けると共に、入居者の 意思を確認の上、同意を得、且つ入居者の身元引受人等の意 見を聴くものとします。
追加的費用の有	<b>三無</b>	有 / 無
居室利用権の取扱い		有/無
前払金償却の訓	問整の有無	有 (今の居室より新しい居室の入居一時金の額が下回る場合) / 無
従前の居室との仕様の変更	面積の増減 便所の変更 浴室の変更 洗面所の変更 台所の変更	有 (今の居室より新しい居室の入居一時金の額が下回る場合) / 無         有 / 無         有 / 無         有 / 無         有 / 無
	その他の変更	有 / 無 ※有の場合、 変更内容

# (入居に関する要件)

入居対象となる者	1	自立している者
【表示事項】	2	要支援の者
※複数選択可	3	要介護の者

	・原則満70歳以上で入居時に概ね要介護3以上の認定を受けている方					
	・ドマーニ神戸の運営についてご理解いただいた方で、ドマーニ神戸					
	が認めた方					
留意事項	・ドマ―二神戸健康診査基準に合致した方 ・健康保険、介護保険に加入されている方					
	・身元引受人を立てることができる方					
	・自傷・他害の恐れのない方					
	1. 入居者が死亡したとき					
	2. 事業者が入居契約書第32条(事業者からの契約網除)に基づき解除を通					
契約の解除の内容	告し、予告期間が満了したとき					
)Ch3	3. 入居者が入居契約書第 33 条(入居者からの解約又は契約解除)に基づき					
	解約を行ったとき					
	● 入居契約書第32条					
	事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、且つ、そのこと					
	が本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著し					
	〈困難と認められる場合に、第2項及び第3項に規定する条件の下					
	に、本契約を解除することがあります。					
	一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居し					
	たとき					
	二 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、3 か月以上					
	選帯したとき					
	三 第3条(目的施設の終身利用契約)第4項又は第5項の規定に違					
	反したとき					
	四 第23条(禁止又は制限される行為)の規定に違反したとき					
	五 入居者の言動が、他の入居者又は事業者職員等の生命、身					
	体、健康若しくは財産(事業者の財産を含みます)に危害を及ぼ					
	解し、又は、その危害の切迫したおそれがあり、かつ有料老人木					
	一ムにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止す					
事業者から解除を求める	除ることができないとき。但し、入居者の行動が特定の病因等に基					
場合	条 づくものであると事業者の指定する医師こより診断され、入居者					
<i></i>	が医療機関において通院・入院による治療を受けている場合等					
	項についてはこの限りではありません					
	2 身元引受人や返還金受取人の言動、又は入居者若しくは					
	身元引受人の家族や関係者等が、入居者自身、事業者の					
	役職員又は他の入居者等に対してハラスメント他社会通念					
	上許容できない言動等の行為により、事業者や他の入居者					
	との信頼関係が著しく害されたと事業者が判断したとき、又					
	は他の入居者へのサービス提供に著しく悪影響を及ぼすと					
	きに、本契約を解除することがあります。					
	3 前二項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は					
	書面にて次の各号に掲げる手続きをとるものとします。					
	ー 契約解除の通告について 90 日間の予告期間をおきま					
	す。尚、この間においても、解除事由に応じ、入居者の権利制限					
	等の必要な措置を取ることがあります					
	二前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会					
	を設けます					

事業者から解除を求める場合	解除条項	<ul> <li>三 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無こついて確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関系機関と協議し、移転かの確保について協力します</li> <li>4 第 1 項第五号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の各号に掲げる手続きを行います。</li> <li>一 医師の意見を聴くこと</li> <li>二 一定の観察期間をおくこと</li> <li>5 事業者は、入居者又は身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、前項までの定めにかかわらず、催告することなく、本契約を解除することができます。</li> <li>一 第 47 条(反社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反する事実が判別したとき</li> <li>二 入居契約書締結約に反社会的勢力に該当したとき</li> <li>三 第 23条(禁止または制限される行為)第1項第九号から十一号に掲げる行為を行ったとき</li> <li>6 事業者は、前項において入居者以外の各当事者との契約を解除した場合、入居者に新たな身元引受人等の指定を求め、入居者がこれに応じない場合は本契約を解除することができます。</li> <li>● 入居契約書第 23条(禁止又は制限される行為)入居者は、目的施設の利用に当たり、目的施設又はその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。</li> <li>九 目的施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること</li> <li>十 目的施設又はその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民若しくは通行人、又は事業者職員等に不安を与えること</li> <li>十 目的施設に反社会的勢力を入居させ、又は反復継続して反社会の勢力を入居させ、又は反復継続</li> </ul>
事業者からの解除予告期間		して反社会的勢力を出入りさせること 90日
予果有からの解除で言期间 入居者から解約を求められた場合 入居者からの解約予告期間	解約条項	●入居契約書第33条  入居者は、事業者に対して少なくとも 60 日前までに解約の申し入れを事業者が定める解約届を提出することにより、本契約を解約することができます。  2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退居した場合には、事業者が入居者の退居の事実を知った日の翌日から起算して 60 日目をもって、本契約は解約されたものとみなします。  3 入居者は、事業者又はその役員が次の各号のいずれかに該当した場合には、前二項の規定にかかわらず、催告することなく、直ちに本契約を解除することができます。  一 第 47 条(反社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反する事実が判明したとき  二 本契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
/ Nロ ロ / ハウ V / ガキボリ 1 ロ 対 [ 旧		00 Ц

	●入居契約書第23条(禁止又は制限される行為)
	入居者は、目的施設の利用に当たり、目的施設又はその敷地内において、
	次の各号に掲げる行為を行うことはできません。
	二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え
	付けること
その他主な禁止条項	四 テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量
	等で近隣に著しい迷惑を与えること
	六 指定場所以外で喫煙すること
	七 ろうそく、線香、石油ストーブ等の裸火を使用すること
	八 館内で電動車椅子を使用すること
	有/無
体験入居	内容:通常期間は6泊7日とします。
	費用は、154,000円(税込)です。
	食費等実費は別途いただきます。
	総定員:315名
入居定員	一般居室:195 室
	介護居室: 58 室
	●入居契約書第8条(入居者の権利と不利益な取り扱いの禁止)
	入居者は、本契約に基づいて目的施設に入居し、当該施設において提供さ
	れるすべてのサービスに対して、次の各号に掲げる権利を有します。入居
	者は、これらの権利を行使すること等により、事業者から不利益な取扱い
	を受け、あるいは差別的待遇を受けることはありません。
	一 入居者は、個人情報保護に関する法律に基づき、個人情報が保護され
	ます
	二 入居者は、サービスを受けるに当たり、そのプライバシーは可能な限
	り尊重されます
	三 入居者は希望すれば自己に関する健康や介護の記録(但し、医師が管
	理する診療記録は除く)を閲覧することができます。入居者以外の者
	がその閲覧を要求しても入居者の書面による同意がない限り閲覧させ
	ることはありません
	四入居者の写真及び身上や健康に関する記録は、法令等による場合を除
その他	き、入居者の意思に反して外部に公開又は公表されることはありませ
	ん
	五 入居者は、自らの意思と選択に基づき、介護保険給付サービスを受け
	ることができます
	六 入居者は、自己が選ぶ医師や弁護士その他の専門家といつでも相談
	することができます。但し、その費用は入居者が負担するものとしま
	す
	七 入居者が目的施設内で日常使用する金銭の管理を事業者に委託する
	場合には、その管理方法、定期的報告等について、事業者と予め協議
	して委託するものとします。入居者又は身元引受人等は、定期的報告
	の他に必要に応じてその管理状況の報告を事業者に求めることがで
	きます
	八 入居者は、緊急やむを得ない場合を除き、本人又は身元引受人等の書
	面による同意なくして身体的拘束その他の行動の自由を制限されるこ
	とはありません

九 入居者は、入居者個人の衣服や家具備品等個人の財産を居室内に 持ち込むことができます。但し、目的施設の運営に支障がある場合を除きます

### ●入居契約書第39条(身元引受人)

入居者は身元引受人を定めるものとします。但し、身元引受人を定めることができない相当の理由が認められる場合は、事業者と協議とし、これを定めます。

### 〇身元引受人の責務

- ・身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について入居者と連帯して履行の責を負うと共に、事業者が管理規程に定めるところに従い、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。上記身元引受人の負担は、表題部(3)に記載する連帯保証極度額を限度とします。
- ・身元引受人は、入居者の日常生活及び治療、入院、手術等の医療に関する事項等について、事業者からの相談に応じるものとします。
- ・身元引受人は、入居者本人の遺志に基づいて入居者が死亡した場合の 遺体及び遺留金品の引き受けを行うこととします。

### ●入居契約書第41条(事業者に通知を必要とする事項)

入居者又は身元引受人は、次の各号に掲げる事項につき事業者に通知する必要が発生した場合には、その内容を遅滞なく事業者に通知するものとします。

- 一 入居者若しくは身元引受人の氏名又は住所を変更したとき
- 二 身元引受人又は第 43 条(返還金受取人)に定める返還金 受取人が死亡したとき
- 三 入居者若しくは身元引受人について、法令等に基づく成年後見制度による後見人・保佐人・補助人の審判があったとき
- 四 入居者が「任意後見契約に関する法律」に基づき任意後見契約を締結したとき
- 五 本人、家族、又は任意後見人受任者等が任意後見監督人 の選任を申請したとき
- 六 入居者若しくは身元引受人が破産の申し立て(自己申し立て を含む)、強制執行・仮差押え・仮処分・競売・民事再生法等 の手続き開始の申し立てを受け、若しくは申し立てをしたとき

その他

### 5 職員体制(令和6年7月1日現在)

(職種別の職員数) (単位:人)

(	机压力1001000000000000000000000000000000000				(十四. )()		
		職」	員数(実人数)	)			
		合計			常勤換算人数		
			常勤	非常勤			
管	理者	1	1		1.0		
生	活相談員	3	3		2.8 内、自立者対応1.0		
直	接処遇職員	95	57	38	76.7		
	うち介護職員	82	45	37	64.3 内、自立者対応2.3、 個別選択サービス対応0.9		
	うち看護職員	13	12	1	12.4 自立者対応 1.0		
機	能訓練指導員	2	2		2.0		
計	画作成担当者	13	13		2.6 介護·看護職員、生活相談員 が兼務		
栄	養士	2	2		1.0(管理栄養士) 委託(1.0)		
調	理員	4	4		委託(4.0)		
事	務員	13	7	6	10.2		
そ	の他職員	2	2		2.0		
1〕	間間のうち、常勤	の従業者が勤え	<b>努すべき時間</b>	数	38.75時間		

<sup>※</sup> 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において 常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の 人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

### (資格を有している介護職員の人数)

(単位:人)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	0		
介護福祉士	57	44	13
実務者研修の修了者	0		
初任者研修の修了者	8	1	7
介護支援専門員	15	15	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

1331	. 1 1		1
( == /	177	•	Λ)
(単	1/4	•	人)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	合計		
		常勤	非常勤
看護職員	0		
理学療法士	1	1	
作業療法士	1	1	
言語聴覚士	0		
柔道整復師	0		
あん摩マッサージ指圧師	0		
はり師	0		
きゅう師	0		

# (夜勤を行う看護・介護職員の人数)

(単位:人)

夜勤帯	17時 ~ 9時30分	
	平均人数	最少時人数(休憩者等を除く)
看護職員	2	1
介護職員	6	3

## (特定施設入居者生活介護等の提供体制)

	契約上の職員配置比率%	① 1.5:1以上
	【表示事項】	2 2:1以上
  特定施設入居者生活介護		3 2.5:1以上
の利用者に対する看護・		4 3:1以上
介護職員の割合	実際の配置比率	
	(記入日時点での利用者数:	1. 4:1
	常勤換算職員数)	

(職員の状況) (単位:人)

	他の耳	戦務との	務との兼務 有 / 無								
管理者		有/無									
	業務に係る資格等	※有の	場合、資	資格等の	2名称						
		看護	職員	介護	職員	生活木	目談員	機能訓練	東指導員	計画作品	成担当者
区分		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年	年間の採用数	2	0	6	6						
前年度1年	年間の退職者数	1	2	0	5						
業務に従い	<b></b>	12	1	45	37	3	0	2	0	13	0
した経験	1年未満		1	0	4					1	
年数に	1年以上3年未満				4					1	
応じた	3年以上5年未満			1	4						
職員の	5年以上10年未満			6	7						
人数	10年以上	12		38	18	3		2		11	
従業者の	従業者の健康診断の実施状況										

## 6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

(4.1) 1144 75.	ク文払い方法)				
居住の権利が	形態	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式			
【表示事項】		3 終身建物賃貸借方式			
利用料金の支払い方式 【表示事項】		1 全額前払い方式       2 一部前払い・一部月払い方式         3 月払い方式       4 選択方式         ※4の場合 複数選択可       1 全額前払い方式 一部前払い・一部月払い方式			
		3 月払い方式			
年齢に応じる	た金額設定	有 / 無			
要介護状態に	応じた金額設定	有 / 無			
入院等による不在等にお ける利用料金(月払い)の 取扱い		1 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額			
利用料金の改定	条件	●入居契約書第30条 事業者は、第27条(月払いの利用料)、第28条(食費)及び第29条(その他の費用)第1項第二、三号の入居者が支払うべき費用の額を改定することがあります。 2 事業者は、前項の費用の改定に当たっては、目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、第9条(運営懇談会)に定める運営懇談会の意見を聴いた上で行うものとします。 3 消費税率が変更になった場合は、その変更に応じて金額が変更になります。			
	手続き	入居契約書第30条第1項改定に当たっては、事業者は入居者及び身元引受人等へ事前に通知します。			

### (利用料金のプラン)

			l			
	_	プラン 1	プラン 2	プラン 3	プラン 4	
		(プランA)	(プラン D)	(プランA)	(プラン D)	
入居者の	要介護度	要介護 3	要介護 3	要介護 3	要介護3	
状況	年齢	70 歳以上	70 歳以上	70 歳以上	70 歳以上	
居室の状況						
床面積		約2	1 m <sup>2</sup>	約 <b>25</b> ɪ		
便所		有 / 無	有 / 無	有 / 無	有 / 無	
浴室		有/無	有/無	有/無	有 / 無	
台所		有/無	有 / 無	有 / 無	有/無	
	前 払 金					
	(入居金)	22,200,000 円	29,900,000 円	27,200,000 円	34,900,000 円	
	<b>※</b> 1					
	入居一	20,000,000 円	20,000,000 円	25,000,000 円	25,000,000 円	
入居時点	時金					
で必要な	(非課税)					
費用	生活・	2,200,000 円	9,900,000 円	2,200,000 円	9,900,000 円	
	介護支援					
	サービス 一時金					
	(税込)					
	敷 金	— 円	— 円	— 円	— 円	
月額費用の	L	341,757 円	213,442 円	341,757 円	213,442 円	
	課税)	— 円	— 円	—————————————————————————————————————	—— 円	
	· 設入居者生					
	等の費用※2	26,327 円	26,327 円	26,327 円	26,327 円	
	食費(税込)	75,630 円	75,630 円	75,630 円	75,630 円	
	<b>※</b> 3	70,030	/5,030 [7]	70,030	70,030	
サ	管理費 1	44,000 円	44,000 円	44,000 円	44,000 円	
	(非課税)	44,000 []	44,000 []	<del>14</del> ,000 []	<del>14</del> ,000 []	
	管理費 2	45,100 円	45,100 円	45,100 円	45,100 円	
	(税込)	<del>4</del> 0,100 [7]	40,100 []	40,100	<del>1</del> 0,100 []	
1 1 1/2 1	月額生活•介	150,700 円	22,385 円	150,700 円	22,385 円	
	護費(税込)	. 50,700 1 1	22,000   ]	. 30,700   ]	22,000   ]	
	光熱水費		管理費2に	含みます。		
	(税込)					
	その他 (税込)	/ hmt	実 実 / 無	費		
都度払いとな	にるサービス	有/無	有/無	有/無	有 / 無	

- ※1 前払金は、入居一時金と生活・介護支援サービス一時金(以下、「生活・介護費」といいます) の合計額で、以下、「入居金」といいます。
- ※2 特定施設入居者生活介護費用については、要介護 3 の基本報酬とサービス提供体制強化加算、個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、協力医療機関連携加算、ADL維持等加算、科学的介護推進体制加算、高齢者施設等感染対策向上加算、生産性向上推進体制加算に介護職員等処遇改善加算を加えたものの1割負担額を記入しています。
- ※3 食費は1か月30日として、1日3食喫食された場合を記入しています。
- (※)月払い方式の利用料金プランについては、別途同様の資料をご用意しています。

## (月払いの利用料金の算定根拠)

費	目		算 定	根拠			
家賃		入居一時金に含まれるため、費用負担はありません。尚、敷金も不要です。					
		※介護保険サービスの自己負担額は含みません。					
		・人員過配置サービ	ス費の一部		(税込)		
		プランA	プランB	プランC	プランD		
┃ ┃ 介誰費田		150,700 円	114,015 円	77,385 円	22,385 円		
介護費用(月額生活・介護費)		「150,700円」「14,015円」「7,385円」「22,385円」「介護・看護職員を介護保険の基準以上に配置して提供するサービスのうち、 介護保険給付(利用者負担分を含む)による収入でカバーできない額に 生活・介護費の一部と共に充当するものであり、合理的な積算根拠に基づき ます。					
<b>公工田 走</b>	管理費1	共用施設等の光熱水費、維持管理費(清掃費、設備管理費等)及び フロントサービスにかかわる人件費や夜間警備に要する費用 詳細は添付2「月払い費用及び利用料一覧表」のとおりです。					
管理費	管理費2	事務費、日常運営等 より行われる検査・ 詳細は添付2「月払い	・健康診断等は除る	きます)、介護居室	の光熱水費		
食費		食事を1日3食、1か月間(30日) 喫食した場合の費用であり、食材費、 厨房維持費、栄養管理費用に基づきます。 詳細は添付2「月払い費用及び利用料一覧表」のとおりです。					
光熱水費		入居者が居住する	居室内の光熱水	費は、管理費2	に含みます。		
利用者の個別的な選択		生活・介護費に含まれるため、費用負担はありません。					
によるサー	ビス利用料	詳細は添付 2「月ま	ムい費用及び利用	料一覧表」のとは	おりです。		
その他のサー	ービス利用料	添付2「月払い費用及び利用料の一覧表」のとおりです。					

# (特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

費目	算 定 根 拠
特定施設入居者生活介護等に対する	基本報酬及び各種加算分を合算した介護保険
自己負担	給付額の1割から3割の利用者負担分です。
特定施設入居者生活介護等における	
人員配置が手厚い場合の介護サービス	介護費用の欄に記載しています。
(上乗せサービス)	

# (前払金の受領)

入居金(前払金)の概要と算定根拠 (入居契約書第 26 条に記載のとおり、表題部 (6)の「入居金」を前払いにてお支払いいただき ます) (生活 ・要が た際の
--

					(税込)	
		プランA	プランB	プランC	プランD	
		1,650,000	3,850,000	6,050,000	9,350,000	
オ 昆 会 (	前払金)の概要と算定根拠	円	円	円	円	
	刑が並んが成安と昇足依拠  約書第 26 条に記載のとおり、表題部	人員を介記	<b>養保険の基準</b>	単以上に配置	して提供する	
	居金」を前払いにてお支払いいただき	介護サービス	スのうち、介	護保険給付付	利用者負担分	
ます)			<b>.</b>		<b>劕こ月額生活・</b>	
				のとして合理	的な算定根拠	
		に基づきます	•	V33 [m 1 3 .	1.1.1.1756	
			砂値別的な		外出支援等サ	
相会足法	期間 ( <b>冷却</b> 年日粉)	―ビス費:		550,	000円(税込)	
	期間(償却年月数)			入居日/入	<b>60か月</b> 居日の翌日	
償却の開	<sup>姫口</sup> 期間を超えて契約が継続する場合に			八店口/八	店口の笠口	
	新闻を超えて笑的が軽減する場合に 領する額(初期償却額)		5,5	550,000 円~	8,725,000 円	
初期償却	率				25%	
		入居日の翌日	ヨから 3 か月	引以内に契約	が解約された	
					は、受領済み	
		の入居金(非返還対象分を含む)を返還します。但				
		し、利用期間にかかわる利用料等を下記算定方法				
		に基づき受命		へ 夕石 ・ <i>↓</i> 学士□‡	期間月数÷30	
	入居後3か月以内の契約終了				朗町万数〒30 3捨五入)×入	
			砂終了日ま		11日エス/ へ入	
					日割り計算し	
		ます。		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		・原状回復費用、健康診査費用や入居者の希望によ				
返還金の算定		る居室改造費用、事業者において発生した費用の				
の 鼻 足   方法		実費等をい	ただきます。			
7714			了した場合σ	)返還金		
			書第37条) •			
		【退居返還金	-	BA NTA	ダナマド半人	
		1)入居金償却期間内の場合、以下の算式で返還金が支払われます。				
	   入居後3か月を越えた契約終了			対象公の短	・償却期間の	
	70日後 5 7 7 7 2 極 たた 天水 1 年 1				満了日までの	
		実日数)	)	2  24- -104  -1		
		2)入居金償	却期間を超え	.る場合		
		返還金は	なく、また新	たな入居金の	の追加請求は	
		行いませ	ん。			
	1 連帯保証を行う銀行等の名称					
前払金	2 信託契約を行う信託会社等の名称					
の保全	3 保証保険を行う保険会社の名称					
先	4 全国有料老人ホーム協会					
	当社は前払金の保全措置として、上記協	会の入居者生	活保証制度	に加入して	います。	

入居(契約)者等の責めに帰さない当社の破産等の事由で入居契約が終了した場合、保証の対象となります。

前払金 の保全 先 破産や民事再生等の手続きの開始決定の日の前6か月から、終了した時点の3か月後 までの入居契約終了が対象となります。

事業者が入居者に返還すべき前払金の金額で未返還の金額(最大 500 万円)が有老協から直接、入居契約者へ支払われます。

なお、保証に登録する際に必要となる拠出金は、当社が全て負担します。

5 その他(

### 7. 入居者の状況(令和6年7月1日現在)

(入居者の人数) (単位:人)

項目	種別	一般	介護	計	種別	一般	介護	計
性別	男性	62	12	74	女性	130	43	173
左點回	65歳未満	0	0	0	65歳以上75歳未満	13	0	13
年齢別	75歳以上85歳未満	58	7	65	85歳以上	121	48	169
	自立	87	0	87	要支援1	40	0	40
<b>一</b> 一	要支援2	26	1	27	要介護1	23	5	28
要介護度別	要介護2	7	6	13	要介護3	7	13	20
	要介護4	1	20	21	要介護5	1	10	11
	6カ月未満	10	2	12	6カ月以上1年未満	11	3	14
入居期間別	1年以上5年未満	77	13	90	5年以上10年未満	38	16	54
	10年以上15年未満	22	9	31	15年以上	34	12	46

### (入居者の属性)

項目	一般居室	介護居室	ホーム全体
平均年齢 (歳)	86	92	87
入居者数の合計(人)	192	55	247
入居率※(%)	75	95	78

※入居者数の合計を入居定員数で除して得られる割合。

なお、一時的に不在となっている者も入居者に含みます。

### (前年度における退居者の状況)

(単位:人)

	自宅等		社会福祉施設	
退居先別の人数	医療機関		死亡者	25
	その他			
	施設側の申し出			
生前解約の状況		(解約事	事由の例)	
	1日老側の由1日			
	入居者側の申し出	(解約事	事由の例)	

# 8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

			<u> </u>
			窓口名称: ドマーニ神戸フロント
オート内の	ホーム内の体制		電話番号: 078-787-2600
W. Abjor			対応時間: 9:30~17:00
			定休日 : なし
			① 神戸市福祉局 監査指導部 法人・施設指導担当
- 1 H -	. <del>752</del> 1	n h th	② 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
かーム外の	ホーム外の窓口の名称		③ (公社)全国有料老人ホーム協会
			④ 神戸市消費生活センター(契約についてのご相談)
			① 078-322-6242
電纸巫	□.		② 078-332-5617
電話番号	万		③ 03-5207-2763
			<b>4</b> 078–371–1221
			1 8:45~12:00、13:00~17:30
		यह ।	② 8:45~17:15
対応して	てい	平日	③ 10:00~17:00(月・水・金のみ)
る時間			<b>4</b> 9:00~17:00
		土曜	_
			_
定休日		•	土日·祝日·年末年始等

### (サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

	<b>4</b> • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		,
担実取機実が保険の加入状況	1   加入     2   未加。		
損害賠償責任保険の加入状況	<b>※</b> 1 の	加入する保険会社の名称	損害保険ジャパン株式会社
	場合	加入する保険の名称	有料老人ホーム賠償責任保険
介護サービスの提供により賠償	1 対応	あり(事故対応及び	その予防のための指針あり)
すべき事故が発生したときの対	2 対応	あり(事故対応及び	その予防のための指針なし)
応	3 対応	なし	

# (利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱	1   取組     2   取組		
等の利用者の意見等を把握する 取組の状況	<b>※</b> 1 ∅	実施日・開始日	毎日実施
	※ 1 の 場合	結果の開示	1 あり( <b>運営懇談会にて</b> ) 2 なし
	1   実施     2   未実力	•	
		実施日	平成 30 年 11 月 21 日
第三者による評価の実施状況	<b>※</b> 1 の	評価機関名称	(公社)全国有料老人ホーム協会 有料老人ホームサービス第三者評価事業
	場合	結果の開示	1 あり(HP にて公表) 2 なし

# 9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1	入居希望者に公開	2	入居希望者に交付	3	公開していない
管理規程	1	入居希望者に公開	2	入居希望者に交付	3	公開していない
事業収支計画書	1	入居希望者に公開	2	入居希望者に交付	3	公開していない
財務諸表の要旨	1	入居希望者に公開	2	入居希望者に交付	3	公開していない
財務諸表の原本	1	入居希望者に公開	2	入居希望者に交付	3	公開していない

## 10. その他

	1設置済み2未設置(代替措置あり)3未設置(代替措置なし)
運営懇談会	※ 1の場合、開催頻度   年 2 回
<b>連 呂 恋 畝 云</b>	※ 2の場合、代替措置 の内容 運営懇談会の他に、別途毎年、運営 状況説明会において財務諸表等によ る経営状況を報告しています。
提携ホームへの移行【表示	1 移行あり (提携ホーム名: )
事項】	2 移行なし
有料老人ホーム設置時の	1 届出あり
老人福祉法第 29 条第1項	<u>2</u> 届出なし
に規定する届出	3 届出なし(サービス付き高齢者向け住宅の登録済み)
有料老人ホーム設置運営 指導指針「第5章 規模及 び構造設備」への適合状況 ※複数選択可	<ol> <li>不適合事項あり(代替措置を実施済み)</li> <li>不適合事項あり(将来の改善計画策定済み)</li> <li>不適合事項あり(1又は2以外)</li> <li>不適合事項なし</li> <li>有料老人ホーム以外の制度に基づく構造設備</li> </ol>
<ul><li>※1、2又は3の場合、</li><li>不適合事項の内容</li><li>※該当する項目にチェック</li></ul>	□居室が個室ではない(□ 全室 ・ □ 居室の一部) □一般居室の1人当たり床面積が18㎡未満 (□ 全室 ・ □ 居室の一部) □廊下の幅員が基準を満たさない(具体的に) □消防法等に定める設備等の設置なし (□ 自動火災報知設備・□ 通報装置・□ スプリンクラー)

	□その他(具体的に)
※1の場合、代替措置の概要	
※2の場合、改善計画の概要	
※5の場合、構造設備の	1 サービス付き高齢者向け住宅登録制度(登録済み)
基準となる制度の名称	2 高齢者専用賃貸住宅登録制度(登録済み)
有料老人ホーム設置運営	1 指導事項あり(過去1年以内に指導)
指導指針に基づく指導の	2 指導事項あり(未改善のまま、指導から1年経過)
有無 ※複数選択可	3 指導事項なし
※1又は2の場合、指導内容	

添付書類:(添付1) 事業者が神戸市内で実施する他の介護サービス

(添付2) 月払い費用及び利用料一覧表

(添付3) 入居一時金の算定根拠について

(添付4) 生活・介護支援サービス一時金等の算定根拠について

(添付5) 有料老人ホームが提供するサービスの一覧表

# 一 重要事項説明に関する確認欄 ―

			令和	年	月	日
					時	分
入居契約	りに関して、					
	二神戸(	)、その他(	) (2	<del>-</del> <del>-</del> <del>-</del> .		
<u></u> 本書面				- ( )		
	法人名	スミリンケアライフ株式会	·····································			
	代表者名	  代表取締役 町野 良治	<b>†</b>	ED		
事業	対象ホーム名	ドマーニ神戸				
者	<b></b>			ЕD		
	説明者氏名 			ED		
私は本書	<b>面により、事業者から重</b>	要事項の説明を受けました。				
<u> </u>	住所					
入 居 者	氏名			印		
	種別	成年後見人 ・ 保佐人 ・	補助人	• 任意	後見人	
後 見 人 等	住所					
寺   	氏名			ED		
	・ 、身体の状況により署名 、その署名を代筆いたし	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を確認の	上、私力	で 入居者	に
署	住所					
署名代筆者	氏名	(入居者との関係 :		ED .	)	

添付1 事業者が神戸市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	有/無	スミリンケアライフ 株 式 会 社 垂水ステーション (他4か所)	垂水区五色山一丁目4番5号
訪問入浴介護	有/無		
訪問看護	有/無	スミリンケアライフ株 式 会 社 訪問着銭ステーション てとて六甲(他 3か所)	
訪問リハビリテーション	有/無		
居宅療養管理指導	有/無		
通所介護	有/無		
通所リハビリテーション	有/無		
短期入所生活介護	有/無		
短期入所療養介護	有/無		
特定施設入居者生活介護	有/無	エレガーノ摩耶(他1か所)	灘区野10号
福祉用具貸与	有/無	スミリンケアライフ 株 式 会 社 介護ショップてとて	兵庫区荒田町一丁目12番15号 湊I けンクレバー
特定福祉用具販売	有/無	スミリンケアライフ 株 式 会 社 介護ショップてとて	兵庫区荒田町一丁目12番15号 湊川サンクレバー
〈地域密着型サービス>			
地域密着型通所介護	有/無	スミリンケアライフ 株 式 会 社 リハ 倶楽 部 エレ ガーノ本山中町	果灘区本川屮町四亅日
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	有/無		
夜間対応型訪問介護	有/無		
認知症対応型通所介護	有/無		
小規模多機能型居宅介護	有/無		
認知症対応型共同生活介護	有/無		
地域密着型特定施設入居者生活   介護	有/無		
看護小規模多機能型居宅介護	有/無		
居宅介護支援	有/無	スミリンケアライフ 株 式 会 社 垂水ステーション (他 5 か 所)	

<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	有/無		
介護予防訪問看護	有/無	スミリンケアライフ 株 式 会 社 訓問着数テーション てとて六甲(他 3か所)	
介護予防訪問リハビリテーション	有/無		
介護予防居宅療養管理指導	有/無		
介護予防通所リハビリテーション	有/無		
介護予防短期入所生活介護	有/無		
介護予防短期入所療養介護	有/無		
介護予防特定施設入居者生活介 護	有/無	エレガーノ摩耶 (他1か所)	灘区摩耶海岸通一丁目3番10年
介護予防福祉用具貸与	有/無	スミリンケアライフ 株 式 会 社 介護ショップてとて	兵庫区荒田町一丁目 12番 15号 湊 I けンクレバー
特定介護予防福祉用具販売	有/無	スミリンケアライフ 株 式 会 社 介護ショップてとて	兵庫区荒田町一丁目 12番 15号 湊 I けンクレバー
<介護予防・日常生活支援総合事業>	•		
介護予防訪問サービス	有/無	スミリンケアライフ 株 式 会 社 垂水ステーション (他4か所)	
生活支援訪問サービス	有/無		
介護予防通所サービス	有/無	スミリンケアライフ 株 式 会 社 リハ倶楽部エレ ガーノ本山中町	東灘区本山中町四丁目 9番3号 本山中町カチフラット
<地域密着型介護予防サービス>		T	
介護予防認知症対応型通所介護	有/無		
介護予防小規模多機能型居宅介護	有/無		
介護予防認知症対応型共同生活介護	有/無		
介護予防支援	有/無		
<介護福祉施設>		•	
介護老人福祉施設	有/無		
介護老人保健施設	有/無		
介護療養型医療施設	有/無		

添付2 月払い費用及び利用料一覧表

冻付		い費用及び	N 不り /	見衣								
		容										
	管理費(,	入居者)	-89,100 円/月(税込)									
		<b>-</b>	※不在の	※不在の場合も、管理費を請求します。								
	内訳	管理費1	•44,000 l	44,000 円/月(非課税)								
			使 途									
				及びフロントサービスにかかわる人件費、夜間警備に要する費用								
		管理費2	•	45,100 円/月(税込)								
			使 途	途 事務費、日常運営等にかかわる人件費、健康管理費(外部の医								
						₹・健康診断等は除き	ます)					
				居室の水								
	割増管理		-	/日(税)								
	(生活介)		使 途		と等の利用料 ニー							
		活·介護費	プラ	ランΑ	プランB	プランC	プランD					
	(税込)		150,7	700円	114,015 円	77,385 円	22,385 円					
			使 途	■亜介謹:	考• 亜支採者に対	して、特定施設入居	*生活の誰等の#					
						ト護・看護職員等を手						
月				-	過配置サービス費		子、品色のに物口					
						上に配置して提供す	る介護サービスの					
						者負担分を含む)に						
						を援サービス一時金と						
払				. — -		処に基づいて算出して						
	食 費(利	 说込)	入居者			(税込:30 日/月とし						
				1日あ	たり 2,521円							
				朝	食 453 円/	食						
い				亙	・ 770 円/	食						
				5	7食 1,298 円/	食						
				治療食:	(肝臓食・減塩食・	糖尿食・カロリー制限	(食等)					
				上	記通常食の額に	100円/食(税別)を	·加算					
				おやつ代	(希望者のみ) 1	08 円/回						
				※軽減稅	乾率の適用は、一気	全の要件を満たした <i>】</i>	入居者の 1 食当た					
				り税別	670 円以下かつ	1 日当たり累計額 2	,010 円以下の食事					
				が対象です。アラカルトメニューの選択により、適用税率が異な								
				ることがあります。								
				※きざみ食、ソフト食、ミキサー食等については追加費用なしで								
			対応します									
			生活介	f 介 通常食: 1日あたり 2,860 円(税込)								
			助者及	者及 朝食 572 円/食(税込)								
			びゲス	ス 昼食 880 円/食(税込)								
			٢		夕食 1,408 円/1	食(税込)						
			その他	特別食:	<b>実費</b>							

	内容	料金
	駐輪場等使用料	契約者のみ
月	(税込)	電動車椅子 1,100 円/月
払	トランクルーム	契約者のみ
い	利用料(税込)	(屋外) 約 1.2 m 770 円/月・一区画
	公共料金	電話料金、NHK 受信料、ケーブルテレビ料金などは、これを供給する事業体
		の料金規定及び支払方法によります。個別にお支払下さい。
	ゲストルーム	( 1 人目 ) :4,400 円/泊(税込)
	利用料(宿泊)	(2 人目以降)同室に宿泊の場合:2,200 円/泊・人(税込)
	生活支援サービス	・遠方の外出や、個別のご要望によるサービス等、当ホームの定めた介護
		サービス基準以外のサービス実施については、外部のホームヘルパーをご
		紹介します。
		※ヘルパー派遣料、交通費等は実費をお支払いいただきます。
		※価格の詳細についてはご確認ください。
	代行サービス	・買物、役所手続き等
都		外部業者をご紹介します。
		※当ホームの介護サービス基準に定めるサービスは、支払い不要です。
度		※交通費を必要とする場合は、別途実費となります。
+1	介護消耗品	ご利用いただいた場合、実費を請求します。
払	(おむつ代等)	
()	アクティビティ	材料費等実費を負担いただく場合があります。
	コピー機使用料	白・黒:紙の大きさに関係なく 11 円/枚(税込) 但し、A3用紙まで
		カラー:紙の大きさに関係なく 55 円/枚(税込) 但し、A3用紙まで
	FAX送信	国内に限る。 A4用紙まで 11円/枚(税込)
	ヘアサロン	理・美容師の定めた利用表によります。ご確認の上、直接お支払いください。
	マッサージ等	整体・マッサージ代、鍼灸、アロマセラピー等の料金については、施術師に
		ご確認の上、直接お支払いください。
	喫茶	ダイニングルーム"しおさい"にて、14~17 時の間、利用できます。
		コーヒー、紅茶等の喫茶メニューがあります。
		メニュー、価格については、ご確認下さい。

※ 本表の金額は、消費税法に基づいて税込価格で表記しております。 月纏め請求時は、1か月間の税抜価格を合計した後に、各消費税率を乗じて算出します。 今後消費税法等の改正により、税込金額の表示が変更となる場合がございます。

平成 29 年 4 月

### ドマーニ神戸 介護居室 入居一時金(前払金)の算定根拠について

当ホームは家賃について入居一時金(前払金)方式を採用しています。これは神戸市有料老人ホーム 設置運営指導指針に定めるとおり、「終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一 括して受領する方式」で、その算定の基礎についても同指導指針に定める次の考え方に従っています。

一時金(前払金)の算定根拠については、想定居住機関を設定した上で、以下の算式にて算定することを基本とする。

### <終身にわたる契約の場合>

入居一時金(前払金) = 「1 ケ月分の家賃」×「想定居住期間(月数)」+「想定居住期間を超えて 契約が継続する場合に備えて受領する額」

想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額については、具体的な根拠により算出された額とすること。

以下、ドマーニ神戸 介護居室(入居時要支援・要介護)入居一時金の算定根拠をお示しします。

### <ドマーニ神戸 介護居室 入居一時金(前払金) の設定>

- 〇至近時の当社 3 ホーム介護居室入居者の入退居実績をもとに、標準的な想定居住期間(償却期間) 等を以下の通り設定しました。
- 〇この算出結果に男女比率 3:7 の条件を付加した結果、次のようになりました。

【平均想定居住期間 5年】

【想定居住期間を超えて居住する入居者費用(家賃)の入居一時金総額に対する割合 25%】

〇当ホームではこの結果に基づき、1 ケ月当りの家賃 250,000 円(居室面積 21 ㎡)の居室の入居一時金について、以下の設定を行なっています。

### 【入居一時金の内訳】

- ・返還対象額 総額の 75%部分
  - ⇒ 250,000 × 12 か月 × 5年 =15,000 千円 …①
- ・非返還額 総額の 25%部分(※入居日の翌日から起算して 3 月を超えた場合は返還しない) ⇒ 15,000 ÷ 75% × 25% = 5,000 千円 …②

【入居一時金の総額(①+②)】

- ⇒ 15,000 + 5,000 = 20,000 千円 … 入居一時金
- O1 ケ月当りの家賃は、同指導指針に基づき、開業前経費や土地購入費、建物建設費、大規模修繕費等 を基礎として、近隣ホームの家賃額を参考に設定しています。
- ○尚、入居一時金には、対価性のない権利金等は含まれていません。

以上

#### ドマーニ神戸 介護居室 生活・介護支援サービスー時金 等の算定根拠について

当ホームは介護保険対象外の介護費用について【一部前払い+一部月払い方式】を採用しています。 これは神戸市有料老人ホーム設置運営指導指針に定めるとおり、「終身にわたって受領すべき家賃の全部 又は一部を前払い金として一括して受領する方式」で、「想定居住期間、介護必要期間、職員配置」等を 勘案し、その算定の基礎についても同指導指針に定める次の考え方に従っています。

一時金の算定根拠については、想定居住機関を設定した上で、以下の算式にて算定することを基本とする。

#### <終身にわたる契約の場合>

入居一時金(前払金) = 「1 か月分の家賃」×「想定居住期間(月数)」+「想定居住期間を超えて 契約が継続する場合に備えて受領する額」

想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額については、具体的な根拠により算出された額とすること。

以下、ドマーニ神戸 介護居室(入居時要介護)の生活・介護支援サービスー時金及び月額生活・介護 費の算定根拠をお示しします。

**<ドマーニ神戸 介護居室 生活・介護支援サービスー時金 及び 月額生活・介護費 の設定>** 

〇至近時の当社3ホームの介護居室入居者の入退居実績をもとに、標準的な想定居住期間(償却期間) 等を以下の通り設定しました。

#### 【平均想定居住期間 5年】

【想定居住期間を超えて居住する入居者費用(家賃)の入居一時金総額に対する割合 25%】

- ※生活・介護支援サービス一時金及び月額生活・介護費の設定に当たっては、上記算式の「家賃」を「介護保険対象外の介護サービス提供に掛かる介護・看護職員の労務費」に置き換えて算出しました。
  - 〇次に、介護保険対象外サービスの対象となる入居者数について、最近の定常時の実態、実績等を勘 案して以下の通りに設定しました。
    - (1) 介護居室入居者総数 56 人(常時)。内訳:介護居室直接入居者 25 人、一般居室からの住替 え入居者 31 人。
    - (2) 全員が介護保険特定施設入居者生活介護サービス(以下、「特定施設サービス」といいます。) の利用者で、要介護度は全員要介護1以上。
  - 〇上記に伴い、介護居室直接入居者に介護保険対象外のサービスを実施するために必要となる介護・ 看護職員数(常勤換算)について以下のように設定しました。
    - (1)介護保険特定施設サービス要員基準を満たすために配置する介護・看護職員数 サービス対象者 25 人に対して、必要配置職員数 8.3 人 (3:1 基準に基づく)
    - (2)介護保険特定施設サービス以外のサービス提供のために配置する介護・看護職員数「過配置サービス向け:9.5人」+「個別サービス向け:0.9人」=計10.4人
    - ※「過配置サービス」とは手厚い職員体制(当ホームは介護保険基準の2倍以上)により提供するサービス、また「個別サービス」とは介護保険外の個別的な選択による介護サービスであり、いずれも厚生省労企第52号の規定によるものです。

- 〇上記介護保険特定施設対象外サービスのための介護・看護職員計 10.4 人(常勤換算)に掛かる月当り労務費(=家賃)を個々のサービス実態等をもとに算出した結果、以下の通りとなりました。
  - ・過配置サービス向け労務費 … 3,700 千円/月
  - ・個別サービス向け労務費 … 160 千円/月

当ホームでは以上の結果に基づき、生活・介護支援サービスー時金及び月額・生活介護費について、以下の設定を行なっています。

- (1)人員過配置サービス費の算出 …当該サービスに掛かる労務費を生活・介護支援サービス一時金及び月額生活・介護費の双方から頂戴する。
- ・人員過配置サービスの労務費から入居者一人当たりの毎月の負担額を算出
- 3,700 千円/月 ÷ 介護居室直接入居者 25 人 ≒ 147,450 円/人・月···(A)
- ・(A) の回収方法として、①生活・介護支援サービスー時金と②月額生活・介護費からの回収割合を以下の通りに設定する。
- ① 生活・介護支援サービス一時金からの毎月の回収額(償却額) … 43,800円/月
- ② 月額生活・介護費からの毎月の回収額・・

… 103,650円/月

上記に基づき、人員過配置のための生活・介護支援サービスー時金についての以下の設定を行なっています。

【生活・介護支援サービス一時金の内訳】

- ・返還対象額 総額の 75%部分
  - ⇒ 43.800 円 × 12 か月 × 5 年 = 2.628 千円 …③
- ・非返還額 総額の 25%部分(※入居日の翌日から起算して 3 月を超えた場合は返還しない) ⇒ 2.628 千円÷75% × 25% =876 千円 ···④

【人員過配置向け生活・介護支援サービスー時金の金額(③+④)】

- ⇒ 2,628 + 876 ≒ 3,500 千円
- (2) 要介護者等による個別的な選択による個別的なサービス費の算出 …
- 当該サービスに掛かる労務費全額を生活・介護支援サービス一時金から頂戴する。
  - ・要介護者等による個別的な選択による個別的はサービスの労務費から入居者一人当たりの 毎月の負担額の試算

個別サービス向け人件費: 160 千円÷介護居室直接入居者 25 人≒6, 250 円/人・月···(B)

【要介護者等による個別的な選択による個別的なサービスー時金の内訳】

- ・返還対象額 総額の 75%部分
  - ⇒ 6,250 円 × 12 か月 × 5 年 = 375 千円 …⑤
- ・非返還額 総額の 25%部分(※入居日の翌日から起算して 3 月を超えた場合は返還しない) ⇒ 375 千円÷75% × 25% =125 千円 …⑥

【個別サービス向け生活・介護支援サービスー時金の金額(⑤+⑥)】

⇒ 375 千円 + 125 千円 = 500 千円

### 以上により

〈介護保険対象外サービスのための生活・介護支援サービスー時金及び月額生活・介護費の設定額〉 【生活・介護支援サービスー時金】: 3,500,000 円 (過配置サービス向け)、500,000 円 (個別サービス向け) 計 4,000,000 円

【月額生活・介護費】: 103,650円(内訳:過配置向け 103,650円)

〇尚、生活・介護支援サービス一時金には、対価性のない権利金等は含まれていません。

以上

添付 5 有料老人ホームが提供するサービスの一覧表

特	定施設入居者生活介	・護(地域密着型・介護予	防を含む)	の指定の有無						有 / 無	
			個別の利	用料で国	備 考						
				するサービス	(利田者	   (利用者が全額負担)		都度		「※」:自立者へ「介護費」で提供する	
			(利用者	一部負担)	(13)11	70 <b>T</b> IR <b>A</b> 127	包含	HI/X	料金	一時的介護サービス	
介	護サービス			1		7	,	1	_		
	食事介助		有		1		0				
	排泄介助・おむつ交	₹換	有	/ 無	<b></b>		0				
	おむつ代				<b></b>			0	種類により異なる	自己負担	
	入浴(一般浴)介助	▪清拭	有		<b></b>		0			── <u>週</u> 3回	
	特浴介助		有		<b></b>		0			超5日	
	身辺介助(移動・着	替え等)	有	/ 無	1		0				
	機能訓練		有		有		0				
	<b>运应人员</b>	(協力医療機関)	有	/ 無	有	/ 無	0				
	通院介助	(協力医療機関以外)	有	/ 無	有	「 / 無					
生	 活サービス							•			
	居室清掃		有	/ 無	1	/ 無	0				
	リネン交換		有	/ 無	<b></b>	/ 無	0				
	日常の洗濯		有	/ 無	<b></b>	/ 無	0				
	居室配膳•下膳		有	/ 無	1	/ 無	0				
	入居者の嗜好に応	じた特別な食事			有	/ 無					
	おやつ				1			0	108円/回(税込)		
	理美容師による理	 美容サービス			1			0	種類により異なる	外部からの訪問	
	買い物代行		有	/ 無	1		0			週1回指定場所のみ	
	役所手続き代行(垂	[水区]	有		1		0			指定日に1回/月	
	金銭·貯金管理				1						

添付5 有料老人ホームが提供するサービスの一覧表

		個別の利用	用料で運	備考				
		費で実施するサービス (利 用 者 一 部 負 担)	(利用者が全額負担)	包含	都度	料金	「※」:自立者へ「介護費」で提供 一時的介護サービス	する
健康管理サービス								
定期健康診断			有 / 無	0			年2回	
健康相談		有 / 無	有 / 無				適宜	*
生活指導・栄養指導		有 / 無	有 / 無	0			適宜	*
服薬支援		有 / 無	有 / 無				適宜	*
生活リズムの記録(	排便•睡眠等)	有 / 無	有 / 無				適宜	*
入退院時・入院中のサー	ービス							
移送サービス		有 / 無	有 / 無				実施していない	
入退院時の	(協力医療機関)	有 / 無	有 / 無	0				×
同行	(協力医療機関以外)	有 / 無	有 / 無					
入院中の洗濯物	(協力医療機関)	有 / 無	有 / 無	0			原則週1回 (入院中の見舞い訪問と同時)	*
交換・買い物	(協力医療機関以外)	有/無	有/無					
入院中の	(協力医療機関)	有 / 無	有 / 無	0			原則週1回 (入院中の洗濯物交換・買い物と同時)	*
見舞い訪問 	(協力医療機関以外)	有/無	有 / 無					